

# 入札説明書類

件名：日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

令和7年3月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書	1部
②仕様書	1部
③契約書(案)	1部
①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。	
④質疑書	1部
⑤ご担当者連絡先	1部
④～⑤：期限(令和7年3月21日)までにメールにて提出すること。 また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。	
⑥競争参加資格確認関係書類	1部
⑦誓約書	2種
⑧保険料納付に係る申立書	1部
⑨適合証明書	1部
⑥～⑨：期限(令和7年4月10日)までに提出すること。	
⑩入札書	1部
⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。 また、提出期限(令和7年4月28日)を厳守すること。	
⑪入札書等記載要領	1部
⑫入札辞退届	1部
⑫：応札しない場合、令和7年4月28日までに提出すること。	
⑬委任状	1部
⑭年間委任状	1部
⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、 開札当日(令和7年4月30日)、開札会場へ持参すること。	

# 入札説明書

「日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業」にかかる入札公告（令和7年3月7日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和8年3月24日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

### (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注） 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 仕様書4（2）に記載する作業実施体制を整備することが可能である者。

#### 4 提出書類等

##### （1）質疑書・ご担当者連絡先

令和7年3月21日（金）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

##### （2）競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和7年4月10日（木）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥別紙「適合証明書」及び仕様書8を満たすことを証明する書類

##### （3）入札書

提出期限は令和7年4月28日（月）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

##### （4）入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和7年4月28日）までに提出すること。

##### （5）委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和7年4月30日）に開札会場へ持参すること。

#### 5 入札書等の提出場所等

##### （1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課管理係

電話：06-6384-1120

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年4月30日開札 日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年4月30日開札 日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年4月30日（水）11時00分

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 1階 研修展示室

## (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

## (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

## (4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 仕様書

### 1. 件名

日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

### 2. 目的

令和3年に開催された東京栄養サミット 2021において、N4G 投資家宣言が公表されるなど、企業が健康的な食品を提供しているかに対する関心が高まっている。オランダの非政府組織 Access to Nutrition Initiative(ATNi)は、世界の大手食品・飲料メーカーの栄養に関する企業方針や取組、実績等の評価を行っており、企業の栄養に関する取組の改善、強化等に活用されている。直近では、令和6年11月に世界の食品・飲料市場の23%を占める30社の評価(Global Index 2024)を公表した。

また、ATNi は、世界規模だけでなく地域を限定した評価(Spotlight Index)も行っており、これまでに米国、インドの Index を公表している。各国において食文化や栄養課題、食品の製造・販売・流通、栄養に関する情報発信等の状況は異なり、日本の特性を踏まえた評価が行われることによって、日本国内で、健康に配慮した食品を提供する企業の努力が評価されることが可能となることから、日本版 Index (Japan Spotlight Index) の公表も期待されるところである。

ATNi では、ガバナンス、製品、入手可能性、マーケティング、ライフスタイル、食品表示といったカテゴリーにわけた評価を行っており、そのうち、製品については、欧米諸国で活用されている栄養プロファイルモデルを用いた評価が行われている。これまで、日本では栄養プロファイルモデルが整備されていなかったが、令和6年9月に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下、「当所」という。)の研究グループが、日本の食文化や栄養課題を踏まえた日本版栄養プロファイルモデルを開発した。国立研究開発法人としての公平的・中立的な立場で開発されたモデルであり、日本版 Index への導入が期待される。

そこで、本事業では、ATNi が作成する日本版 Index の一助となるよう、日本版栄養プロファイルモデルの導入の可能性等、日本の特性を踏まえた評価のために必要な指標等の参考資料を作成するための調査・検討を行うことを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日～令和8年3月 24 日

### 4. 履行内容

受託者は、以下の業務を当所と調整の上、進めることとする。なお、業務を進めるにあたっては、定例会議等を通じて事前に、又は必要に応じて当所に協議を行い、承諾を得ること。

#### (1) 履行計画書の作成

業務開始に先立ち、履行計画書を作成し、当所の承認を得ること。当該履行計画書については、作業実施体制及び業務実施スケジュールを含むこと。また、本件におけるスケジュール(案)を以下に示すので、これを参考にして業務実施スケジュールを作成すること。なお、業務開始後、履行計画に変更がある場合、定例会議等を通じて当所と協議を行い、必要に応じて変更した履行計画書の提出を行うこと。

## スケジュール(案)

	令和7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
履行計画作成	➡					
Spotlight Index 等調査	➡					
検討会	構成員選定	第1回～第5回				
参考資料作成	試案作成	➡	最終案			
ATNiとの調整補助	調整サポート	➡	➡	➡	➡	➡
報告書作成						

	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
履行計画作成					
Spotlight Index 等調査					
検討会					
参考資料作成					
ATNiとの調整補助	➡	➡	➡	➡	➡
報告書作成				➡	➡

## (2) 履行体制の構築

本業務の履行にあたり、受託者は下記に従い適切に業務を履行できる体制を構築すること。

### ・実施体制

業務を実施する1名の主担当者及び責任者を配置することを基本とし、栄養プロファイルモデルに関する知識を有する者、企業の取組を評価する指標開発に関する知識を有する者、栄養や食に関する海外調査研究の経験がある者、検討会の運営を経験したことがある者、英語でのコミュニケーション(電話対応、メールの受発信等)が可能な者を担当者に含めること。なお、業務開始に先立ち上記の条件を満たすことを示す作業実施体制を履行計画書に含めること。

### ・進捗管理

受託者は、当所との間で概ね週1回の定例会議を開催し、作業進捗の遅延等がないよう、リスク管理を実施すること。定例会議の開催に際しては、毎回開催後3日以内に受託者において議事録を作成し、当所に提出すること。なお、定例会議の開催に際し、対面での開催又はオンライン開催とするかは当所と協議の上、決定すること。

## (3) Spotlight Index(各国指標)策定に係る調査

ATNiにおいて、既に作成されている Spotlight Index の内容や策定に当たっての検討過程等の調査を行うこと。調査する項目には、以下の内容を含むこととする。あわせて、日本版 Index (Japan Spotlight Index)の一助とするための参考資料を作成するに当たって必要となる情報を収集・整理すること。

調査に当たっては、必要に応じて関係者(海外の組織に所属する者を含む。)へのヒアリングを、Web会議システムを利用して実施すること。なお、ヒアリングを実施した際には議事録を作成すること。

- ・策定の背景・目的
- ・指標の内容
- ・指標策定のプロセス
- ・評価対象選定のプロセス
- ・検討の体制
- ・策定に要した年月
- ・策定に要した費用

#### (4) 検討会の開催及び運営

4. (5)を行う上で、専門的な知見から示唆を得られるよう、6名程度で構成される検討会を設置すること。構成員は当所と協議の上、決定すること。委嘱は当所名で行うが、その手続きは受託者が行うこと。

検討会は、1回当たり2時間で5回程度(オンライン開催も可)開催することとし、関連する運営業務(構成員の日程調整、会場確保、資料の作成・印刷、録音、議事録の作成等)を行う。会場は、当所又は東京都23区内の利便性・経済性のある施設とし、オンライン開催の場合、Web会議システムの設定を行うこと。なお、構成員の旅費及び謝金、会議費、会場借上料は受託者が負担すること。旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずるものとし、謝金は原則国家公務員支払い基準額を参考とすること。

#### (5) 日本版Index(Japan Spotlight Index)の一助とするための参考資料の作成

4. (3)の調査を踏まえ、日本版Index(Japan Spotlight Index)作成の一助とするため、日本版栄養プロファイルモデルの導入の可能性等、日本の特性を踏まえた評価のために必要な指標等の参考資料(第一案)を作成すること。その後、検討会において、第一案を基に検討を行い、その結果を踏まえ、最終案を作成すること。なお、案については、4. (3)の調査及びATNiとの調整結果を踏まえ、必要な資料(想定される資料としては、指標(質問と選択肢)及びスコアリングガイダンス)を当所と協議を行った上で作成すること。

#### (6) ATNiとの調整補助

日本版Index(Japan Spotlight Index)の一助とするための参考資料を作成するに当たっては、ATNiとの調整も必要である。そのため、当所がATNiと調整するに当たって、以下の作業を行うこと。なお、ATNiとの打合せは、5月から8月までは3週間に1回程度、9月以降は2週間に1回程度を想定すること。

- ・ATNiと当所の打合せの日程調整及びWeb会議の設定
- ・資料作成
- ・情報収集(文献やWeb等でのデスクリサーチ)

#### (7) 報告書の作成

上記(3)～(6)の結果について、下記の点に留意し、調査報告書本体及びその概要版を作成すること。

- ・調査報告書本体及びその概要版の構成や記載内容等については、当所と協議を行った上で作成すること。

- ・調査報告書本体については、図表を用いるなど、分かりやすくまとめること。
- ・調査報告書本体については、情報源(参照 URL、参考文献、書籍等)を明記すること。
- ・概要版については、Power Point を用いたスライド形式にて作成すること。
- ・概要版は、必要に応じて広く一般に公開する場合があることを前提として作成すること。
- ・調査報告書本体及びその概要版について、その内容等について当所から指示があった場合、その指示に従うこと。
- ・調査報告書及びその概要版の作成に当たっては、著作権法の法令を遵守すること。また、参考文献からの引用、転載等にあたって、著作権者等の承諾を得る必要がある場合、必要に応じて受託者の負担において著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。

## 5. 成果物

(1) 本事業における成果物は以下のとおりとする。

- ①Spotlight Index(各国指標)策定に係る調査
  - ・収集した情報を整理した文書
- ②検討会の開催及び運営
  - ・検討会資料
  - ・議事録及びその概要
- ③日本版 Index(Japan Spotlight Index)の一助とするための参考資料の作成
  - ・参考資料(最終案)
- ④ATNiとの調整補助
  - ・打合せ資料
  - ・打合せ概要
- ⑤報告書の作成
  - ・報告書及びその概要版
- ⑥その他
  - ・上記4. (1)にて作成した履行計画書
  - ・定例会議資料
  - ・定例会議議事録

(2) 本事業における成果物の作成及び納品方法については以下のとおりとする。

- ・成果物は原則、日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わない。
- ・情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・成果物は、電子データ及び紙媒体にて作成し、当所から特別に示す場合を除き、当該電子データを格納した電磁的記録媒体(CD-R 等。USB メモリーは不可。)及び紙媒体を各1部納品すること。紙媒体のサイズは、日本工業規格 A4 列4番を原則とすること。
- ・納品物のうち電子データについては、保存方法を書類と同一の印字が可能な様式にて、ファイル形式は、Microsoft Word 2016 以上、Microsoft Excel 2016 以上、Microsoft PowerPoint 2016 以上または html にて作成されたものを原則とし、当所が他の形式による提出を求める場合は協議の上これに応じること。なお、当所が個別に認める場合のみ PDF 等のファイル形式での納品を認める。
- ・納品を行う電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成

果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

・成果物の納品期限は令和8年3月24日とする。ただし、上記(1)に記載された成果物の案についてでは当所との協議の上、作成次第順次遅滞なく提供すること。また、上記(1)③に係る最終案の納入期限は令和7年8月29日とする。

・成果物の納入場所は下記のとおりとする。

大阪府摂津市千里丘新町3番17号 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 研究企画推進室

## 6. 知的財産権等

本事業に係る知的財産権等については以下のとおりとする。

- 本事業の成果物については厚生労働省に共有する場合があることに留意すること。
- 本事業にて作成・変更・更新されるドキュメント類のすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、受託者が本事業の従前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、当所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて当所に譲渡すること。また、当所は、納品物を著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- 本事業に係り発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとすること。
- 本事業に係り発生した権利について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとすること。
- 本事業に係り作成・変更・更新されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物等」という。)が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。受託者は、当該既存著作物等の使用により作成された本件成果物及び今後作成されうる、その二次的著作物の使用において当該既存著作物に付随する権利に関連した制約、手続き又は使用許諾条件等が存在する場合は、その制約又は手続きについて成果物の引き渡しに先立ち説明を行うこと。なお、当所は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- 本事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当所の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当所は係る紛争の事実を知った時は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

## 7. 機密保持

本事業に係る知的財産権等については以下のとおりとする。

- (1)受託者は、本業務の実施の過程で当所が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)及び受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。本項の守秘義務は、本契約終了後も継続するものとする。
- (2)受託者は、本業務の実施の過程で当所が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ。)及び受託者が作成した情報を、当所の許可なく複製してはならない。
- (3)本事業開始時に当所より受領した資料がある場合、納品の際に、受領時と同じ状態にして返却

すること。併せて、当所より受領した資料をすべて返却した旨の証明書(返却した資料の一覧など)を提出し、成果物以外の端末などにある本事業に関するデータを削除すること。データの削除に当たっては、専用のソフトを使用する又は磁気で完全に使えなくなるなど、作成したデータを復元不可能な状態とすること。併せて、データの削除方法などを含むデータを削除した旨の証明書を提出すること。

#### 8. 受託者要件

上記4(2)に記載する作業実施体制を整備することが可能である者。

#### 9. その他

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。
- (2) 本事業の実施に必要な旅費、謝金等の全ての諸経費については、受託者の負担とする。
- (3) 本事業の一部を第三者に委任する又は請け負わせる(以下、「再委託」という。)場合について、本事業のうち総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。また、第三者に再委託された全て業務について最終的な責任を受託者が負うこと。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、当所と協議を行うこととし、本仕様書において定めのない事項について疑義が生じた場合は、当所と受注者との間で協議の上、取り決めるこ。

# 契 約 書

1. 件 名　　日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

2. 履 行 場 所　　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
　　　　　　　　　　大阪府摂津市千里丘新町3番17号  
　　　　　　　　　　健都イノベーションパークNKビル

3. 契 約 期 間　　自 令和 年 月 日  
　　　　　　　　　　至 令和8年3月24日

4. 契 約 金 額　　金 円  
　　　　　　　　　　(うち消費税 円)

5. 契約保証金　　免 除

契約担当役　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　理事長　中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業について、下記の条項に基づき契約を締結する。

## 記

### (契約の範囲)

第1条　この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

### (禁止又は制限される行為)

第2条　乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

### (守秘義務)

第3条　乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならぬ。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みが

ないとき。

- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要

な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。
- 2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

- 第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

- 第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

(甲)　　大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号  
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

(乙)

# 質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

## 質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月21日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

## ご担当者連絡先

件名：日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月21日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書8を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和7年4月10日（木）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

### 誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 適合証明書

件名：日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	仕様書4（2）に記載する作業実施体制を整備することが可能である者。	本件業務を受託した場合の作業実施体制表（各担当者の業務内容及び氏名等を含む）、作業実施体制表に記載された各担当者の履歴書等（各担当者が仕様書4（2）に記載された能力を有していることが確認できる書類）	別紙〇のとおり	

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

# 入札書

件名 日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

金 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)  
住 所

称号又は名称

代表者職氏名

㊞

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

記載要領

1. 入札件名 ○○○○○○○○

2. 入札金額 ¥\_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住所 【記載要領】(2) 及び

(3) の「例」参照

氏名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

## 【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□  
代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□  
代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市○○○○○○○○○○  
氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店  
大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代理人 ○○ ○○ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

(4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表  
面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

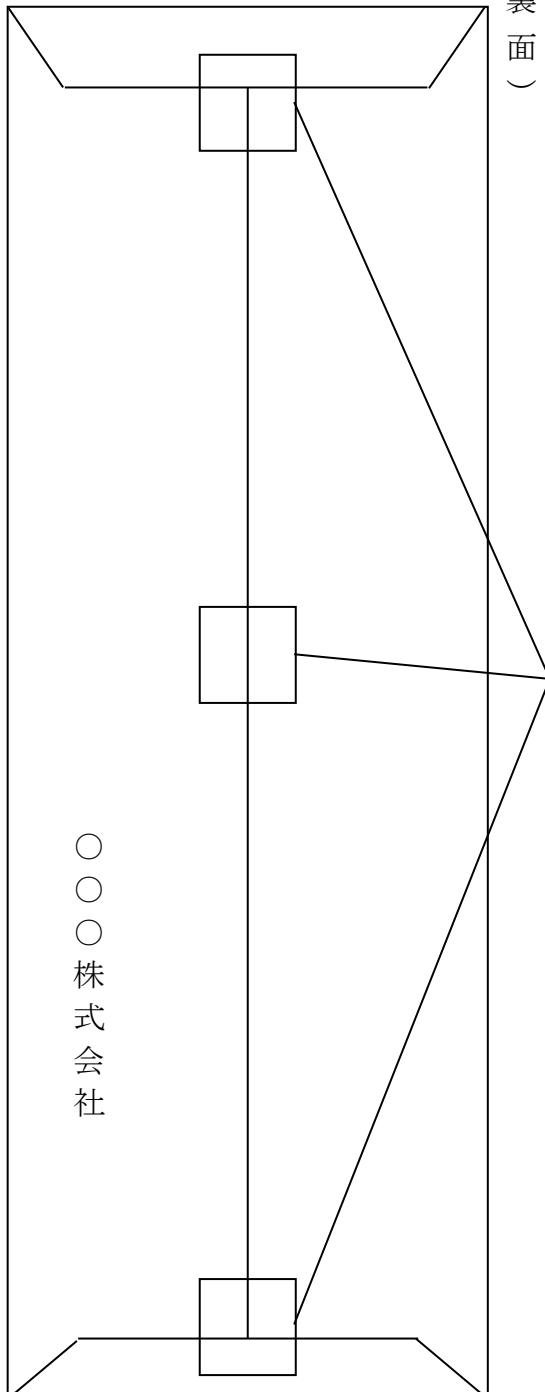
入札書在中

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

※ 氏名（法人の場合にはその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏  
面）



○○○株式会社

# 入札辞退届

件名：日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

## 委任事項

令和7年4月30日開札 件名「日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

- 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関するこことを含む）
- 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 復代理人を選任すること。
- 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス [eiken-kaikei@nibiohn.go.jp](mailto:eiken-kaikei@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和7年3月21日（金）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和7年4月10日（木）17時00分まで

入札書：令和7年4月28日（月）17時00分まで

開札日の日時：令和7年4月30日（水）11時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	日本版栄養プロファイルモデルを国際的評価指標に導入するための調査事業
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <span style="color: blue;">✓</span> をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かかった (具体的な必要期間: )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <span style="color: blue;">✓</span> をお願いします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的な業務: ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
補足 【すべての事業者様・ 自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・ 自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。